

金融庁業務継続計画

(新型インフルエンザ等対応編)

令和7年4月6日
金 融 庁

目 次

はじめに	1
1. 背景と位置付け	1
2. 業務継続の基本方針	2
3. 本計画の構成	2
第1章 適用範囲、実施体制、被害想定	3
第1節 適用範囲	3
第2節 実施体制	3
第3節 被害想定	4
第2章 実施・継続すべき業務	5
第1節 業務継続の基本方針	5
第2節 発生時継続業務	5
第3節 発生時継続業務以外の業務	6
第3章 業務継続のための執行体制の確保	7
第1節 業務継続マニュアル・人員計画の策定とその運用	7
第2節 権限委任	8
第3節 発生段階に応じた業務の実施方針	9
第4章 業務継続のための執務環境の確保	10
第1節 庁舎管理、物資・サービスの確保	10
第2節 情報システムの維持	10
第5章 感染対策の徹底	11
第1節 発生時における感染対策	11
第2節 入館管理	11
第3節 職場で発症者が出た場合の措置	12
第4節 海外勤務する職員等への対応	14
第6章 業務継続計画の維持・管理	15
第1節 公表・周知	15
第2節 教育・訓練	15
第3節 計画の見直し	15

はじめに

1. 背景と位置付け

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響が生じると懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザと同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定された。

また、政府は、特措法第 6 条に基づき新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示している。また、対策推進のための中央省庁の役割として、「政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく」こととされている。

新型インフルエンザ等発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的に、新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（以下「業務継続ガイドライン」という。）が策定された。

金融庁では、政府行動計画や業務継続ガイドラインを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の社会・経済状況を想定し、金融庁がその機能を維持し必要な業務を継続するための方法や手順を示すことを目的として、金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）（以下「本計画」という。）を策定した。

金融庁においては、首都直下型地震のリスクに対応した業務継続計画として、金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）を策定しており、両計画を整合的に運用することとする。

2. 業務継続の基本方針

想定災害等発生時において金融システムの機能の維持を図るべく、下記の方針に基づいて、業務継続に向けた取組を進めていく。

- ① 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ② 金融庁の業務継続性の確保のため、金融庁職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

3. 本計画の構成

本計画は以下のとおり、全6章で構成する。

第1章 適用範囲、実施体制、被害想定

本計画が適用される範囲や想定する被害、本計画の発動タイミングについて記述

第2章 実施・継続すべき業務

業務継続ガイドラインに沿って、業務を強化・拡充業務、一般継続業務及び縮小・中断業務に区分し、金融庁として実施・継続すべき業務の概観及び基本的考え方について記述

第3章 業務継続のための執行体制の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、必要となる要員確保のための人員計画の策定や権限の委任に対する考え方について記述

第4章 業務継続のための執務環境の確保

上記業務を実施・継続するにあたり、物資・サービスの確保や情報システムの維持に関し、執務環境を確保するための対策について記述

第5章 感染対策の徹底

庁舎内における感染対策や職場で発症者が出た場合の対応について記述

第6章 業務継続計画の維持・管理

本計画の維持・管理に関する方針や、平時における職員に対する教育・訓練について記述

なお、本計画に定める事項のほか、第2章に掲げる実施・継続すべき業務について、各課室所掌業務の仕分け内容や、第3章に掲げる人員計画等を定めた業務継続マニュアルを整備する。また、実施・継続すべき業務に精通した者が当該業務に従事できない場合に備え、同マニュアルの内容を極力詳細に記述することにより、要員の代替性を高め、ひいては業務執行の実効性の向上を図る。

第1章 適用範囲、実施体制、被害想定

第1節 適用範囲

本計画の適用範囲は、新型インフルエンザ等流行を想定したものとする。

ここで想定する新型インフルエンザ等とは、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。））を想定し、計画を策定するものである。

第2節 実施体制

（1）金融庁新型インフルエンザ等対策本部

金融庁においては、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、特措法第15条第1項に基づき政府に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された場合は、速やかに金融担当大臣を本部長とする金融庁新型インフルエンザ等対策本部（以下「金融庁対策本部」という。）を設置することとする。

また、金融庁対策本部が設置された場合は、必要に応じ、金融庁対策本部を補佐するため、総括審議官を幹事長とする金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会を併せて設置することとする。

なお、金融庁対策本部の事務局は、総合政策局総務課に置くものとする。

（2）新型インフルエンザ等発生時の体制

金融庁は、新型インフルエンザ等発生時には、内閣感染症危機管理統括庁と緊密な連携を図りつつ、金融庁対策本部を開催し、本計画を発動する。

金融庁対策本部においては、新型インフルエンザ等に関する情報の収集を一元的に行い、本計画の発動のほか、事態の状況に応じてあらかじめ定めておいた一部業務の縮小又は中断、業務の縮小又は中断等を踏まえた人員体制への移行の決定等を行う。

（3）通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制への段階的な移行を検討する。

表 政府行動計画上の時期の区分

時期区分	状 態
準備期	発生前の段階
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 病原体の性状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

第3節 被害想定

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等と与える影響は、病原体の病原性、感染性等に左右されるものであり、正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、業務継続ガイドラインにおいては、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大 40%程度の欠勤を想定することなどが示されている。本計画は、このような被害状況の想定に基づき策定するものであるが、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等に左右されるものであり、予測することは難しいことから、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する。

第2章 実施・継続すべき業務

第1節 業務継続の基本方針

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務としている。

金融庁としては、新型インフルエンザ等発生時においても、この任務を遂行するため、真に必要な業務を継続することとし、不急の業務を縮小又は中断することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることとする。

具体的には、政府行動計画等で取り組むこととされている業務（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。

また、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、交代での勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

他方、発生時継続業務以外の業務については、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入することにより人員確保に努めることとする。

発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断することとする。

金融庁においては、以上の基本的な考え方を踏まえ、発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分け、発生時継続業務等を遂行するために必要な人員、物資等の確保等について検討を行う。

第2節 発生時継続業務

金融庁においては、業務継続ガイドラインに基づき、発生時継続業務を強化・拡充業務と一般継続業務に区分し、それぞれの主な業務を以下のとおりとする。

（1）強化・拡充業務

政府行動計画や新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに業務が発生し、又は業務量が増加するもの。

金融庁における主な強化・拡充業務は別表のとおりである。

(2) 一般継続業務

最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。発生時継続業務を実施するための環境を維持するための業務も含まれる。

なお、一般継続業務であっても、新型インフルエンザ等の流行による社会・経済の停滞の中で、行政サービスに対する需要の低下等により、一定期間休止したり、業務量を縮小したりすることが可能なものがありうる。

金融庁における主な一般継続業務は別表のとおりである。

第3節 発生時継続業務以外の業務

発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）については、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時から段階的に業務を縮小し、国内で感染が拡大・まん延している状況では可能な限り中断することとする。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性も考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行う。

感染拡大につながる恐れのある業務（特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務）については、オンライン会議や電子メールを活用するなど代替手段を講じることを検討し、それが困難な場合には、中止又は延期を検討する。

金融庁における主な縮小・中断業務は別表のとおりである。

第3章 業務継続のための執行体制の確保

第1節 業務継続マニュアル・人員計画の策定とその運用

(1) 業務継続マニュアル・人員計画の策定

① 各課室

業務の仕分けを踏まえ、課室・係単位で必要となる人員を確保するための人員計画等を内容とする業務継続マニュアルを整備する。

人員計画の策定に当たっては、新型インフルエンザ等発生後の被害最大時（職員欠勤率 40%を想定）において、発生時継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小又は中断するために必要な最低限の人員を整理することとし、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するような計画とする。

さらに、感染リスクを低減し、課室の職員全員が同時に感染し、又は濃厚接触者として出勤できない事態を回避するため、時差出勤の活用やスプリットチーム（班交代制）の編成等に努めるものとする。

なお、人員計画を円滑に実施するため、職員及びその家族の感染状況、職員の出勤状況等を速やかに把握し、報告するための具体的手順や発生時継続業務を継続し、縮小・中断業務を円滑に縮小・中断するための具体的な実施手順について、業務継続マニュアルに定めるものとする。

② 各局総務課

各課室の事前検討を踏まえ、新型インフルエンザ等発生後の被害最大時における局内の業務遂行に必要な最低限の人数を把握し、総合政策局秘書課に報告するものとする。

③ 総合政策局秘書課

各局総務課の報告を踏まえ、部署間応援の必要性を事前に検討した上で、部署間応援を実施する上での事務フローを予め定めるものとする。

なお、公共交通機関の輸送力の大幅低下を想定した通勤方法の見直し及びテレワーク等による勤務形態の検討を行う。

また、職員の症状別の対応と人事制度上の取り扱いについて、庁内ポータルサイトを通して全職員に周知するものとする。更に、感染症の拡大防止等の対応を採る必要がある場合等、職員の希望・申告がなくても職務命令により職員にテレワークを実施させる例もあることに留意する。

(2) 業務継続マニュアル・人員計画の運用

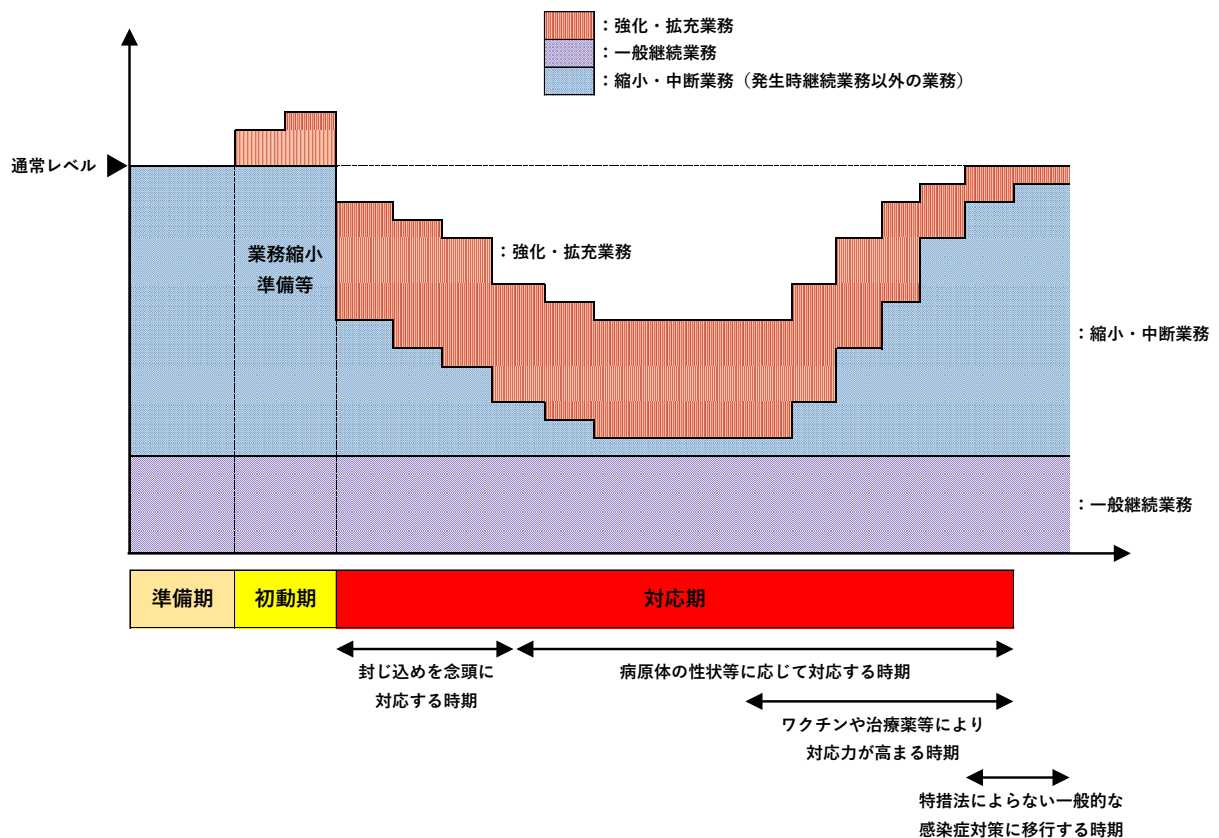
金融庁対策本部が本計画を発動した場合、各課室の長は、人員計画に基づき、職員の出勤状況等を踏まえた当面の職員勤務シフト（概ね1週間単位）

を決定し、人員計画を実施するものとする。

その際、必要に応じ、所属局総務課あるいは総合政策局秘書課の協力を得て、局内あるいは庁内での職員勤務の相互調整を行うものとする。

なお、人員計画の実施に当たっては、本計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。

図 新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化（イメージ）



第2節 権限委任

新型インフルエンザ等発生時には、業務上の意思決定者である権限者が感染する場合も想定されることから、金融庁における意思決定が滞ることがないようにする必要がある。

こうした事態に備え、権限者による意思決定が不可能な場合には、その権限は、業務を所掌する者のうち、予め別途各業務継続マニュアルで定められる順序に従い、委任されるものとする。

なお、業務の指揮命令・意思決定の権限を有する者もしくはその家族が感染し、職場における職務執行が難しくなった場合であっても、連絡が取れ、指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。

さらに、権限委任が課室長未満のレベルまで行われるようなケースにおいては、所属局総務課、金融庁対策本部と密接な連携を取り、意思決定を行うこととする。

また、文書決裁に関しては、権限者の感染の状況に関わらず、金融庁文書決裁規則の特例として、事後決裁が認められている。

第3節 発生段階に応じた業務の実施方針

金融庁対策本部が本計画を発動した場合、各課室においては、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、業務継続マニュアルに基づき、人員体制の変更、発生時継続業務の実施・継続、縮小・中断業務の縮小又は中断を実施する。

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いため、縮小・中断業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。

発生時継続業務の着実な遂行のため、以下の政府行動計画上の各時期における業務量の考え方を参考に、事態の進展を踏まえて、計画的に発生時継続業務以外の業務量を減少させる。

（初動期）

一時的な業務量の増加に柔軟に対応しつつ、発生時継続業務の再確認を行い、発生時継続業務以外の業務量を迅速かつ計画的に減少することができるよう体制を整える。

（対応期：封じ込めを念頭に対応する時期）

感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のため、必要に応じて発生時継続業務以外の業務量を段階的に減らす。

（対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期）

感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に発生時継続業務以外の業務量を減らしつつ、発生時継続業務を実施及び継続する。

（対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。

第4章 業務継続のための執務環境の確保

第1節 庁舎管理、物資・サービスの確保

本庁舎において業務を継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の保守・点検、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても、継続して確保することが必要な物資、サービスが存在する。

このため、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップし、必要な物資については計画的に備蓄を進める。

執務環境の確保に向けて、これらの物資、サービスを提供する業者に事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行うものとする。

このため、総合政策局秘書課管理室は、業務継続ガイドラインを参考に、自らの業務継続マニュアルにおいて「業務継続に必要なサービス・消耗品のチェックリスト」、「備蓄品リスト」を整備するものとする。

第2節 情報システムの維持

対外向けに情報等を発信する金融庁ウェブサイトの運営や、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の運用等、金融庁には業務を継続する上で重要な基盤となる情報システムが存在し、それら情報システムは、新型インフルエンザ等発生時においても適切に運用管理する必要がある。

情報システムを適切に運用管理するためには、運用支援事業者のサポートが不可欠であるが、新型インフルエンザ等発生時は、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等が予想される。このため、システムを所管する各課室は、運用支援事業者の勤務状況を踏まえた対応を事前に検討しておく必要があり、その対応策については、各課室の業務継続マニュアルに記載するものとする。

第5章 感染対策の徹底

第1節 発生時における感染対策

以下に示すものは一般的な感染症対策として行われている事例であるが、感染症対策は感染症の特性によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、厚生労働省等がウェブサイト等を通じて提供している情報を入手し、最新の知見に基づき対応することとする。

(1) 一般的な留意事項

職員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
- ② 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
- ③ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

(2) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

- ① 庁舎清掃業者に、通常の清掃に加えて、最低1日1回、消毒液を用いて、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃するよう要請する。
また、職員自らも身の回りでよく触れる場所（机、椅子、テーブル等）の水拭き清掃を励行するものとする。
- ② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられることから、エアロゾル感染への対策として、可能な範囲で換気を行う。

(3) 職員の健康状態の確認等

各課室の安否確認責任者は、欠勤した職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由を把握するとともに、本人や同居者等が感染した疑いがある場合には、管理室保健係に連絡する。

第2節 入館管理

(1) 職員の出勤管理

職員に出勤前の体温測定を促し、新型インフルエンザ等様症状のある場合

には、都道府県等が設置する相談センターに相談した上、その結果を連絡させることとし、当該職員に対しては、必要に応じて、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

さらに、出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動するよう注意喚起を行う。

(2) 来訪者への対応

東京都及び隣県で感染者が出た場合は、来訪者の庁舎内への入庁制限を開始し、入庁制限をしている旨を庁舎の入口及び金融庁ウェブサイトに掲示する。また、来訪者の発熱等の有無を問診による自己申告や、体温計による検温を要請することで確認し、発熱等の症状を有する者の入庁を認めない。さらに、入庁者には、速乾性アルコール製剤による手指消毒を要請し、必要に応じ、マスク着用を促す。

また、面会スペースを執務室以外に設置する等により、入庁者の執務室内への入室を原則禁止とする。

第3節 職場で発症者が出た場合の措置

庁舎内で、新型インフルエンザ等様症状のある職員が出た場合の対応方法は以下のとおり。

(1) 発症の疑いのある職員への対応

- ① 発症の疑いのある職員又は第一発見者は、各課室の安否確認責任者へ報告する。

報告を受けた安否確認責任者は、総合政策局秘書課管理室保健係に連絡し、保健係の指示の下、感染対策のために個人防護具として防護用マスク、手袋等を装着した上で、感染防止用マスク、体温計、消毒液等を携行し、発症の疑いのある職員の所へ急行する。

病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した安否確認責任者が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。

- ② 通常、職員本人あるいはその家族からの連絡が想定されるが、職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、安否確認責任者は、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養、宿泊療養まで治療方針は変化する可能性があるため、発症者

を確認するたびに指示を受ける。

- ③ 新型インフルエンザ等と診断された場合、もしくは、感染の拡大等により確定診断がなされない状況においては、新型インフルエンザ等と診断された場合には、その結果を職場に連絡の上、速やかに病気休暇を取得する。

(2) 濃厚接触者への対応

新型インフルエンザ等は、感染してから発症するまでに潜伏期間があるため、症状を有していなくても同居者等の接触者に感染者がいる職員については、濃厚接触者として、保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。このため、濃厚接触者として感染症法に基づき都道府県等から外出自粛等の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

また、濃厚接触者として保健所から感染症法に基づく外出自粛等の要請がなされない場合、もしくは、確定診断がなされない状況においては、新型インフルエンザ等と診断された職員と対面で会話等の接触があった職員など、周囲に新型インフルエンザ等に感染した者がいて、課室長等が濃厚接触の疑いがあると認定した場合には、他の職員等への感染拡大防止等の観点から、テレワーク又は自宅待機を命ずることができる。

(3) 事務室等の消毒

各課室の安否確認責任者は、発症の疑いのある職員の咳やくしゃみによる飛沫が付着した、あるいは当該職員や濃厚接触者が触れたと考えられる事務機器等について、庁舎用消毒液により消毒を実施する。

総合政策局秘書課管理室庁務係は、必要に応じ、消毒専門業者等に事務室の消毒を依頼し、全職員に対し、消毒が終了するまで当該事務室へ原則出入りしないことを要請する。

(4) 職員の同居者等が発症した場合の対処

- ① 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握する。
- ② 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性がある。国が提供する外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- ③ また、特に保護者・介護者である職員については、子どもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

第4節 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、海外勤務、海外出張する職員等及びその家族への感染を予防するため、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- ① 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ② 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。
また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。
- ③ 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信される最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討する。

第6章 業務継続計画の維持・管理

第1節 公表・周知

本計画は、金融庁における新型インフルエンザ等発生時の対応を定めたものであり、外部の関係者に関わる部分を含むものである。前述のとおり、新型インフルエンザ等発生時には、一部の業務を縮小又は中断せざるを得ず、国民及び事業者等への影響が生じることが想定されることから、本計画を公表するとともに、広く周知を図り、理解を求めるものとする。

第2節 教育・訓練

本計画の実効性を高めていくためには、職員が新型インフルエンザ等発生時の対応への理解を深めることが重要である。そうした観点から、各課室においては、新型インフルエンザ等発生時の対応について定期的に周知し、理解させることが必要である。

第3節 計画の見直し

各課室において作成される業務継続マニュアルについては、人事異動や所掌業務・連絡先の変更、物資やサービスの調達先等の情報更新に応じて、各課室は定期的に見直しを実施するものとする。各課室は、業務継続マニュアルを作成した際、あるいは見直しの都度、当該業務継続マニュアルを総合政策局総務課に提出するものとする。

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合等には、適宜、本計画の修正を行う。

また、金融庁の業務を一部委任している財務局等とは、業務継続に係る事務フローや連絡体制等について有機的な連携を図る。

なお、本計画の見直しを行う際には、長官以下各局幹部で構成する「金融庁業務継続推進会議」を開催して審議を行う。

(以 上)

【別表】

	主 な 業 務 内 容
強化・拡充業務	感染対策業務(消毒、入庁者管理、衛生管理等)
	職員管理業務(服務、安否状況確認、人員確保)
	連絡調整業務(金融庁対策本部業務、政府対策本部及び関係省庁との連携)
	金融機関等の被害及び業務継続状況等の確認、金融市場等における状況の確認に係る業務
	新型インフルエンザ等発生に伴う金融機関に対する金融上の措置の要請及び所管業者の被害状況等の把握に関する調整業務
	事業者支援関係業務
	海外当局、国際機関等への対応及び情報の伝達業務
	広報関係業務(新型インフルエンザ等に対する当庁の対応等に関する情報の一般国民への発信)
一般継続業務	国会関連業務
	連絡調整業務(幹部日程、庁内調整、対外調整・窓口)
	予算関連業務等(予算・決算、税制、組織・定員)
	経理業務(会計検査対応、給与関係、共済、宿舍、物品購入・契約・各種支払等)
	庁舎管理業務(安全・保守管理、公用車管理等)
	急を要する金融制度、法令案等の企画立案業務
	EDINETの運用管理業務
	金融機関の財務の健全性・業務の適切性に関する監督業務(必要最低限のものに限る。)
	届出・許認可等申請への対応業務
	非常時対応業務(風評被害対応、破綻処理、大規模システム障害対応等)
	金融機関への資本注入にかかる業務
	情報公開請求対応、法令適用事前確認手続対応
	情報等受付及びその対応業務
	公認会計士試験実施業務(※試験の延期は有りえる)
縮小業務	緊急性のない立入検査、調査
	調査・研究、統計に関する業務
	採用業務
	白書等作成業務
中断業務	不急の会議(審議会、検討会、意見交換会等)の開催
	不急の各種ヒアリング、面談
	研修・講演等の開催
	福利厚生
	不急の出張(国内・国外)